令和4年度幼稚園型認定こども園和光幼稚園重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人鹿児島竜谷学園
所 在 地	鹿児島市東千石町21-38
電話番号	0 9 9 - 2 2 2 - 5 6 9 3
代表者氏名	理事長 森田順照

2 利用施設

施	設(の 種	類	幼稚園型認定こども園
施	設(の名	称	和光幼稚園
施	設の	所 在	地	鹿児島市東千石町21-38
連	ŕ	各	先	電話番号 099-222-5693
				FAX = 099 - 226 - 3148
管	Ŧ	里	者	園長 川口公男
対	1	象	児	満3歳児以上の小学校就学前幼児(2歳体験児も受入れ)
利	用	定	員	<1号認定子ども>
				満3歳以上の小学校就学前児童のうち,2号認定子ども
				以外の児童 180人
				<2号認定子ども>
				満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とす
				る児童 30人
1	号 認	定 児	の	選考方法は、未就園児教室への参加等を考慮しての先着順
選	考	方	法	とする。
開	設	年 月	日	平成27年4月1日

3 施設の目的・運営方針

この幼稚園は、浄土真宗の精神にのっとり、教育基本法及び児童福祉法並びに認定こども園法の一部改正、その他の法令の示すところにしたがい、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、教育・保育を一体的に行い、幼児の健やかな成長のために、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

- (1) 幼児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、幼児とともによりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1)施 設

敷	地	敷	地	全	体	1 3 7 2. 0 4 m ²
		園			庭	9 0 0 m²
園	舎	構			造	RC造
		延	ベ	面	積	1063.83 m²

(2)主な設備

設	備	部屋数		職」	員配置数等	
		年少少	2室	まーがれっと組	担任1名	補助2名
				ちゅーりっぷ組	担任1名	補助2名
保	育室	年少	3室	うめ組	担任1名	補助1名
				もも組	担任1名	補助1名
				たんぽぽ組	担任1名	補助1名
		年中	2室	すみれ組	担任1名	補助1名
				ひまわり組	担任1名	補助1名
		年長	2室	ふじ組	担任1名	補助1名
				さくら組	担任1名	補助1名

IJ	ズム	室	1	室	
保	健	室	1	室	
給	食	室	1	室	
職	員	室	1	室	
園	長	室	1	室	

5 職員の設置状況

	שעואעי		
職	重	員数	職務内容
園	長	1	園務をつかさどり所属職員を監督する。
主幹教	諭	1	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
指導教	諭		園児の教育・保育をつかさどり,並びに教諭その
		1	他の職員に対して教育・保育の改善のために必要
			な指導及び助言を行う。
教	諭	1 0	園児の教育・保育をつかさどる。
常勤教	諭	7	園児の教育・保育活動の補助に従事する。
非常勤教	(諭	1 2	園児の教育・保育活動の補助に従事する。
事 務 職	員	1	経理及び庶務をつかさどる。
栄養	士	1	園児の発達段階に応じ、園児食に係る献立を作成
		1	するとともに、調理業務に従事する。
調理	員	3	調理業務に従事する。
バス運転	手	4	スクールバスの運転及び園環境整備並びに園児
		4	の安全確保に従事する。
バス添乗	員	4	スクールバスの添乗及び教材作成等に従事する。

※ 当園では、添乗員を配置し、全ての教職員が園児の登園や降園を保育室や園庭で迎え、送り出すことができるようにしています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤 務 時 間
園 長	7:00~19:00 状況に応じて対応
主幹教諭	7:00~19:00 状況に応じて対応
指導教諭	7:00~19:00 状況に応じて対応
教 諭	7:00~19:00の中で8時間勤務のシフト制
常勤教諭	7:00~19:00の中で8時間勤務のシフト制
非常勤教諭	7:00~19:00の中で週30時間未満のシフト制
事務職員	8:00~17:00の中で8時間勤務
栄 養 士	8:00~17:00の中で8時間勤務
調理員	9:00~15:30の中でシフト制
バス運転手	$7:10\sim10:10, 13:50\sim16:50$
バス添乗員	$7:10 \sim 9:40, 13:50 \sim 16:20$

6 幼児教育・保育を提供する日

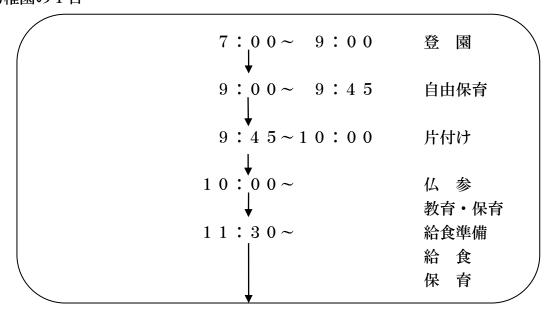
1号認定児の休園日

- 1 国民の祝日
- 2 土曜日・日曜日
- 3 春季休業日
 - 4月 1日~4月 5日
 - 3月26日~3月31日
- 4 夏季休業日
 - 7月21日~8月31日
- 5 冬期休業日
 - 12月25日~翌年1月7日

2号認定児の休園日

- 1 国民の祝日
- 2 日曜日
- 3 12月29日~ 翌年1月3日
- 4 3月31日

幼稚園の1日





1号認定児(体験児含)

13:00~ 片付け | 降園準備 14:00~ 降園



1号認定児等・2号認定

14:00~ ○年少少と年少は午睡 (年少は2学期まで) ○一時預かりの1号認 定児と2号認定児は 年長組,年中組の学年 別に教育・保育を実 施 ☆必要に応じてクラス 別での対応 17:00~ 年中・年長と年少少組 年少を1・2室で保育 を実施 18:00 近長または預かり保育 19:00

7 幼児教育・保育の提供時間

	年齢区分	3 歳から	5歳	
	保育認定	1号認定(体験児含)	2 号 認 定	
1	開園時間	7時から19	時(最長12時間)	
2	教育・保育時間	10時から14時	保育短時間 8 時間	
			10時から18時	
			保育標準時間 11時間	
			7時から18時	
3	共通時間	10時から14時〈4月	時間〉	
3	一事預かり保育・	18時から19時		
	延長保育			
4	一時預かり保育又	利用可能	利用可能	
	は延長保育	(一時預かり保育)	(延長保育)	
		(別途徴収)	(別途徴収)	
		新 2・3 号は一部無料		

最終登園時間:9時15分

バス通園児以外は、都合によりやむを得ない場合を除き、9時15分までに 登園していただきますようお願いします。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平 成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、 以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- 特定教育・保育及び時間外保育の提供 上述7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。
- (2) 体育教室(年少・年中・年長)(毎週木曜日)
- (3) 英語活動(年中・年長) (年10回),毎日ETV「えいごであそぼう」 視聴10分
- 送迎 (4)

希望者については、 園バスによる送迎を実施します。 通園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。 (2号認定児は、朝のみの利用可能です。)

- (5) 食事の提供
 - 1号認定児は月曜日~金曜日,2号認定児は月曜日~土曜日 (1号認定児の土曜日の一時預かりの給食は200円徴収いたします)
 - ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
 - ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 保育料等

- (1) 入園時の経費
 - ア 入園手数料
- 2,000円(入園申込書提出時に納入)
- イ 保育用品代(個人用) 6,000円程度(入園後に集金)
- ウ 制服・帽子・かばん代他 30,000円程度(面接時に注文)
- (2)特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

保育料	認定区分	金 額	納期
満3歳か	1号認定	無償	
ら5歳	2号認定	無償	
	満3歳	1号は無償,2号は有償	
2歳児	一時預か	23,700円(給食費	毎月15日納付依頼書
	り事業	を含む)	配布
		(鹿児島市私立幼稚園	納付期限 配布後3日
		協会が定める保育料の	以内
		基準額を参照)	

≪実費徴収≫

一時預かり預かり保育代(1号・新2号・新3号・2歳児),体育教室代 (年少少組除),スクールバス代、給食費、父母の会費、アルバム代(年長組)

(2)給食費(月額)

1号認定児 3,700円(主食費500円+副食費3,200円)

2号認定児 5,100円(主食費600円+副食費4,500円)

2歳児 3,700円(主食費500円+副食費3,200円)

(一時預かり事業の保育料23,700円に含まれる)

(3) スクールバス代

往復 1,400円(片道 700円)(降園バス利用は1号認定児原則)

- (4) 父母の会費 500円(令和2年度)
- (5) 体育教室代 220円(2歳児体験児,満3歳児不要)(令和2年度)
- (6) 一時預かり保育料(1号認定児-新2号・新3号認定児を含む)

平日

14:00~17:00	17:00~18:00	18:00~19:00
300円	150円	150円

土曜日・長期休業日等

7:00~13:00	13:00~17;00	17:00~18:00	18:00~19:00
200円	200円	150円	150円

10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 幼児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により 支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 休園,退園の手続き

- ア 休園又は、退園しようとする時は、その旨を本園に届ける。「利用施設 退所届」と「支給認定変更〈取消〉申請書兼変更届」を本園に提出する。 なお、支給認定の取消及び変更の場合、「支給認定証」を市に返却する。 また、学園様式の「退園届」を本園に提出する。
- イ 市内他園に転園する場合は、「利用施設退所届」を本園を経由して市へ、 また、学園様式の「退園届」を本園に提出する。

12 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	植村病院
医 院 長 名	植村 健
所 在 地	草牟田 1 - 4 - 7
電 話 番 号	$0\ 9\ 9-2\ 2\ 2-6\ 9\ 2\ 5$

(2) 歯科

医療機関の名称	仲町歯科
医 院 長 名	牧角新蔵
所 在 地	中町 3-12-1-2
電 話 番 号	$0\ 9\ 9-2\ 2\ 6-6\ 8\ 8\ 8$

(3) 薬剤師

名	称	医療法人愛人会川島病院
薬	剤 師 名	山王菜穂子
所	在 地	南林寺町1-11
電	話 番 号	0 9 9 - 2 2 3 - 0 1 0 1

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保 護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では,要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

	・窓口担当者	園長 川口公男、主幹教諭 三月田智子
当園	・ご利用時間	8:30~ 18:30
ご利用相談窓口	• 電話番号	099-222-5693
	F A X	099-226-3148
	担当者が不在	の場合は、当園職員までお申し出ください。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有		
	・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有	Ì	
	・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有	ĺ	
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有	Ì	
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。		

災害時発生時の園児の引渡し等について

1 在園中の場合

- ① | ただちに人員点呼を行い,所定の場所へ避難・誘導する。
- ② | 保護者の迎えを待つ間は、不安がらないように読み聞かせ等を行う。
- ③ 保護者へ園児を確実に引き渡すため、引渡し場所を設置し、「<u>引渡しカード」で</u> <u>確認して、対応する。</u>

2 登園中の場合

- ① 保護者と一緒に登園中、あるいは通園バスを待っている場合は、ただちに帰宅させ、自宅で待機させる。
- ② 通園バスで登園中の場合は、そのまま登園させる。
- ③ 保護者の迎えがあった場合, 「引渡しカード」で確認して,対応する。
- 15 本園のコロナウィルス対策
- (1) 職員も子どもも来園者もマスク着用100%
- (2) 手洗い・消毒・換気の徹底
- (3) 給食時のパーテーション設置
- (4) 園バス・給食時の座席指定及び確認のための写真記録
- (5) 遊具・手すり・ドアノブ等の消毒
- (6) その他(HPに掲載)
- 16 安全対策・不審者対策
- (1) 監視カメラ設置(モニター職員室)
- (2) さすまた, 防護たて, 合言葉
- (3) その他(HPに掲載)
- 17 火災・地震・津波対策
- (1) 避難訓練の実施
- (2) 防災頭巾整備
- (3) 津波避難場所の設置
- (4) 職員体制の確立
- (5) その他(HPに掲載)
- 18 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額 当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	負傷、疾病、障害、死亡
保険金額	200円

その他「幼稚園賠償責任保険」「幼稚園団体傷害保険」「体験入園児傷害保険」 「スクールバス傷害保険」に竜谷学園で加入しています。

園管理下の事故に係る病院での治療費等多少にかかわらず、全て園または保

険会社で全額負担いたします。また、日本スポーツ振興センターは10年間に わたり治療費、入院費、後遺傷害見舞金等を支給してくれます。

19 園内での与薬

職員による与薬については、医療行為にあたるために原則として禁止されています。しかし、医師が処方した薬で、医師の指示でやむを得ず教育・保育時間中に与薬が必要な場合に限り、提出していただいた「与薬依頼書」に基づいて取扱います。

20 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動, 政治活動,	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する
営利活動	宗教活動,政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

同 意 書

当園における幼児教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

学校法人竜谷学園 幼稚園型認定こども園 和光幼稚園 園 長 川口公男

私は、本書面に基づいて幼稚園型認定こども園和光幼稚園の利用に当たって の重要事項の説明を受け、同意しました。

令和4年 月 日

保護者住所		
幼児氏名		
保護者氏名	印	
幼児から見た続柄		